



島根県報

平成25年1月8日（火）

第2,459号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間 (雇 用 政 策 課) 2

都市計画の変更案の縦覧 (都 市 計 画 課) 3

【特定調達公告】

平成25年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る入札 (病 院 局) 3
の参加資格等

告 示**島根県告示第2号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|----------------|-------------|------------|--------|
| 金城地区（若生工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 浜田市役所 |
| 奥出雲地区（高田・琴枕工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 奥出雲町役場 |
| 奥出雲地区（大吉工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 奥出雲町役場 |

島根県告示第3号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町布部2877-1、2878、2879-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

第43期島根県労働委員会委員は、平成25年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成25年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成25年1月28日から同年3月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年1月8日

島根県知事 溝口善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

益田市元町、須子町、高津二丁目、駅前町、常盤町、栄町、東町、有明町、赤城町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、益田市建設部都市デザイン課

4 縦覧期間

平成25年1月8日から同月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

平成25年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月8日

島根県病院事業管理者 中川正久

1 特定調達公告により調達する役務の種類

島根県立中央病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬及び処分業務一式

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ウ 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

エ 消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）についての滞納がある者

カ 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 審査の申請手続

(1)により入札資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

オに掲げる書類をエに持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書郵便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条2項に規定する信書便により送付するものとする。

なお、提出書類については、事情聴取を行うことから電話により来院日時を事前に連絡すること。

イ 受付期間

定期審査は、公告日から平成25年1月28日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除くものとする。

随時審査は、平成25年4月1日以降に提出された書類を審査する。

ウ 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとする。

エ 受付場所

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理グループ

オ 提出書類

(ア)から(カ)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類の入手方法はエの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ロ) 営業経歴書

(ハ) 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

(ニ) 審査基準日の前1年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(ホ) 法人にあつては、審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表及び財産目録

(ヘ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ト) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

(チ) 印鑑証明書

(リ) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し

(カ) (ア)から(リ)までに掲げるもののほか、病院事業管理者が必要と認める書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

また、金額欄は出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加者の資格審査及び認定

資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準によりA等級及びB等級の2段階に格付けするものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

ウ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分

率で表したものをいう。)

キ 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

(3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県病院局入札参加資格者名簿に登録する。

また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の3月1日から1年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期限の末日までの期間、入札参加資格を有する。

(7) 入札参加資格審査申請書の記載事項の変更等

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号及び名称

イ 主たる営業所の名称及び所在地

ウ 法人にあってはその資本金及び代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 使用印鑑

オ 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地及び代表者の氏名

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当したとき。

イ 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理グループ（電話0853-30-6435）